

岩手県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩泉町長から次のとおり通知があった。

令和8年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町、同郡田野畑村及び同郡普代村
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年7月13日から令和9年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量